

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 11 時 28 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25022 報)

2023 年 9 月 25 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2.5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2.5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日 11 時 00 分, 既設 RO3-1 のプースターポンプの端子台に, 焦げ跡があることを当社社員が発見しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見時刻 11 時 00 分 ・発生場所 発電所構内 既設 RO3-1 ・発見者 当社社員 ・発生状況 既設 RO3-1 のプースターポンプの端子台に焦げ跡があることを確認した。 ・けが人の有無 なし ・モニタリングポスト指示値 有意な変動なし ・発電所敷地境界・構内ダストモニタ指示値 有意な変動なし ・構内線量表示器指示値 有意な変動なし ・プラント設備への影響 当該ポンプ停止中であり, プラント設備への影響なし ・双葉消防本部への連絡時刻 11 時 16 分 <p>【公表区分: C】 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。</p> <p>※添付の有り・無し (注 4)</p>
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事

7/2

象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻 12時38分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 (1/1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25023報)

2023年 9月 25日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25022報にてお知らせした、既設RO3-1のブースターポンプ端子台の、焦げ跡発見について、その後の状況をお知らせします。 本事象については、公設消防により12時00分に「非火災」と判断されました。 なお、淡水化処理については、他のRO設備が使用可能であり、淡水の生成に影響はありません。 【公表区分: その他】 非火災と判断されたことから、公表区分を「その他」に変更しました。 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。 ※添付の有リ(無し) (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

14 時 55 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 9)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 0 2 4 報)

2023年 9月25日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011年 (平成 23年) 3月 11日 16時 36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [9月 25日 11時 00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 9月 24日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 9月 24日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 9月 24日] ・地下貯水槽 (ドレン孔・検知孔・海側観測孔) 分析結果 [採取日 9月 24日] <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンク L、地下水バイパス一時貯留タンクグループ 2 の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、9月 26日に排水を実施します。</p> <p>排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 9月 21日] ・地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果 [採取日 9月 21日] <p>【公表区分: その他】 ※添付の有無・無し (注 4)</p>
その他の事項の対応 (注 5)	なし

(2 / 9)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2023年9月25日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

2023年9月25日 11:00現在

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.5 m ³ /h CS系: 1.3 m ³ /h	給水系: 1.5 m ³ /h CS系: 0.0 m ³ /h	給水系: 1.6 m ³ /h CS系: 2.1 m ³ /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 30.1 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 28.6 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 29.6 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 38.3 °C RPV温度 (TE-2-3-69F): 42.1 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 33.7 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 32.7 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 29.7 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 29.6 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 38.5 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 38.4 °C	PCV温度 (TE-16-002): 32.0 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 33.1 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.14 kPa.g	3.57 kPa.g	0.48 kPa.g	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RMHB): 15.16 Nm ³ /h (JP-A): 15.15 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 6.61 Nm ³ /h RPV-B: 6.53 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	RPV-A: 8.18 Nm ³ /h RPV-B: 8.18 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	20.4 m ³ /h	15.71 Nm ³ /h	20.70 Nm ³ /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.00 vol% B系: 0.01 vol%	A系: 0.11 vol% B系: 0.11 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.94E-03 Bq/cm ³ 検出限界値 4.36E-04 B系: 指示値 1.21E-03 Bq/cm ³ 検出限界値 3.53E-04	A系: 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.2E-01 B系: 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.2E-01	A系: 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.9E-01 B系: 指示値 ND Bq/cm ³ 検出限界値 1.9E-01	
使用消費燃料プール 水温度	32.4 °C	30.7 °C		※5
FPC 注水ノック 水位	4.45 m	2.96 m	m	※6 668 x100mm

※1: 原子炉格納容器内の水素濃度を測定する。0.00 vol%以上は、新設監視開始後、新設監視によりモニタリング表示される場合がある。
※2: 放射能濃度は、原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。
※3: 放射能濃度は、原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。
※4: 放射能濃度は、原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。
※5: 放射能濃度は、原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。
※6: 放射能濃度は、原子炉格納容器内の放射能濃度を測定する。

【重要事項】
放射能濃度については、相違やその後の検査結果の差を要して、通常の使用同様の条件を
満たしているものも認め、正しく測定されてはいない可能性のある計測結果も存在している。
プラントの放射能濃度を測定するため、このよう計測の不確かさも考慮し、放射能濃度の
計測結果から得られる情報を使用して変化の傾向にも留意して総合的に判断している。

4/9

2023年9月25日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/09/24 07:20	< 4.2E+00	< 6.0E+00	< 4.5E+00
プロセス主建屋北東	2023/09/24 07:30	< 3.7E+00	< 5.9E+00	< 3.4E+00
プロセス主建屋南東	2023/09/24 07:35	< 4.6E+00	< 4.2E+00	< 5.3E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/09/24 07:50	< 4.0E+00	< 5.5E+00	< 4.9E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/09/24 07:45	< 4.5E+00	< 3.9E+00	5.6E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/09/24 07:25	< 4.6E+00	< 4.2E+00	< 4.5E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/09/24 07:40	< 3.8E+00	< 3.9E+00	< 4.3E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±O とは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

5/9

2023年9月25日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/09/24 07:25	4.1E+00	< 7.0E-01	2.2E+00
物揚場排水路	2023/09/24 07:35	< 3.7E+00	< 5.9E-01	1.2E+00
K排水路	2023/09/24 06:00	1.5E+01	< 6.3E-01	6.9E+00
BC排水路	2023/09/24 06:00	4.0E+00	< 5.7E-01	< 6.7E-01
D排水路	2023/09/24 07:30	< 3.7E+00	< 7.9E-01	< 7.0E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読み。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

6/9

2023年9月25日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/09/24 06:58	—	< 7.9E-01	< 7.2E-01
1F 5号機取水口前	2023/09/24 07:40	1.3E+01	< 3.9E-01	3.6E-01
1F 物揚場前	2023/09/24 07:20	< 1.2E+01	< 3.4E-01	< 3.1E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/09/24 07:15	1.3E+01	< 3.8E-01	1.5E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/09/24 07:15	1.5E+01	< 4.0E-01	5.7E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/09/24 06:37	1.2E+01	< 6.2E-01	< 6.0E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/09/24 06:15	1.9E+01	< 3.6E-01	< 2.7E-01
1F 港湾中央	2023/09/24 06:09	1.7E+01	< 3.7E-01	7.3E-01
1F 港湾内東側	2023/09/24 06:11	< 1.5E+01	< 3.1E-01	< 3.7E-01
1F 港湾内西側	2023/09/24 06:07	< 1.5E+01	< 3.7E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内北側	2023/09/24 06:05	< 1.5E+01	< 3.3E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2023/09/24 06:13	< 1.5E+01	< 3.0E-01	< 2.9E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・ $0.0E \pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。
- ・(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

7/9

2023年9月25日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点			採取日時	分析項目
				全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—	—
		南西側 ※	2023/09/24 07:49	< 1.9E+01
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—	—
		南西側 ※	2023/09/24 07:56	4.6E+02
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	—	—
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	—	—	
	⑧	—	—	

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※ 8月7日に有意な上昇があったため、調査分析を実施。

2023年9月25日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所推進カンパニー

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 Y核種
一時貯水タンク (サンブルタンク)	L 2023/09/21 08:15	940	東京電力	< 1.8E+00	7.9E+02	< 7.1E-01	< 7.7E-01	検出なし
			東北緑化環境保全 (株)	< 3.3E-01	8.6E+02	< 6.1E-01	< 5.0E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水質ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・0.0E±0とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値 [1Bq/L未満] を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の貯蔵に関する規則に定める告示濃度限度 (別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度 [本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

8/9

2023年9月25日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 Y核種
地下水バイパス 一時貯留タンク Gr2 (グループ2)	2023/09/21 07:57	2,460	東京電力	< 5.9E-01	4.7E+01	< 6.9E-01	< 5.5E-01	検出なし
			東北緑化環境保全(株)	< 3.4E-01	5.1E+01	< 6.5E-01	< 6.1E-01	検出なし
運用目標				5.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
告示濃度限度※3				/	6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	/
WHO飲料水水质ガイドライン				/	1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	/

不等号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

0.0E±0 とは、0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

9/9

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

発信時刻

16 時 45 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 (1 / 1)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25025 報)

2023 年 9 月 25 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 25020 報でお知らせしたとおり, サブドレン他水処理施設一時貯水タンク K に貯水していた水について, 本日以下のとおり排水を実施しました。 ・排水開始 : 10 時 22 分 ・排水終了 : 15 時 54 分 ・排水量 : 824 m ³ 排水状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。 【公表区分: E】 ※添付の有り・ (無し) (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。